

第1回道産食品独自認証制度運営委員会議事要旨

日時：平成17年7月5日（火）13:30～15:30

場所：札幌ガーデンパレスホテル 4階「平安」

1 開会

2 委員紹介

3 委員長選出

全委員了承の上、次のとおり決定。

【委員長】 伊藤委員

【副委員長】 稲村委員

4 就任挨拶

（伊藤委員長）

- ・ 食の安全・安心に対して消費者の目は厳しい。
- ・ 北海道には、農産物、酪農畜産物、水産物と素晴らしい食材が豊富。上手に使うことが北海道の産業にとって大事。
- ・ この制度の目的は、まず安全第一、プラス北海道ブランド、品質、味、技術のレベルアップ。
- ・ トップランナーを走らせ、北海道全体のレベルが向上することが望ましい。
- ・ 生産、加工、流通の場面でそれぞれが消費者に受け入れられるよう汗をかくことが必要。
- ・ また、消費者も勉強をしてほしい。そういう汗のかき方も大事。
- ・ 制度は2年目、また1年間協力してほしい。

5 議事

（伊藤委員長）

- ・ 議事に入る前に、会議の取り扱いを確認したい。原則公開となるがよろしいか。
全委員異議なし
- ・ また、委員以外の方の出席も可能なので、必要があれば申し出いただきたい。

【H16認証品の認証状況について】

（富岡主幹） ～ 資料1により説明 ～
特に意見なし

【H16認証基準について】

（富岡主幹） ～ 資料2により説明 ～

- ・ ナチュラルチーズ基準の「微生物スターター」の解釈に疑義。
- ・ 今後、同様の問題が発生する場合も含め、対処方法についてご意見いただきたい。

（伊藤委員長）

- ・ この委員会に戻ってきたということか。

（富岡主幹）

- ・ 基準については、この委員会で最終決定しているので、変更についてもご意見いただきたい。
改めて基準検討委員会を立ち上げるわけにも行かないので。

（伊藤委員長）

- ・ 1年で検討委員会が解散してしまっているのは問題。これからのことも含め議論が必要。
- (富岡主幹)
- ・ 現実として申請を保留しているものもあり、取りあえず本年度については、今ご説明した形で処理させていただきたい。
- (伊藤委員長)
- ・ 市販のヨーグルトは微生物スターターとは言えないということか。
- (富岡主幹)
- ・ きちんとした商品としての微生物スターターがあり、それを想定して基準を作った。この基準では、市販のヨーグルトを微生物スターターとして読み込むことはできない。地域の実態としては、自家用、商品用も含め、市販のヨーグルトを使用しているケースも多い。
- (伊藤委員長)
- ・ 申請については取り下げているのか。
- (富岡主幹)
- ・ 申請書をお返ししている。当面の対処方針が決まり次第お知らせすることとしている。
- (河道前委員)
- ・ 市販のヨーグルトには乳酸菌が多い。「その他原材料」の中に乳酸菌とあるが、その申請者は、スターターとして市販のヨーグルトを使って、その他にも乳酸菌を使っているのか。
- (富岡主幹)
- ・ おそらく使っていない。
- (河道前委員)
- ・ その他原材料は必ずしも使わなくていいのか。
- (富岡主幹)
- ・ はい。使う場合にはこの中にあるものでということ。
- (河道前委員)
- ・ 例えば、食塩など何百種類もあると思うが、その中でもこれとこれと、細かく規定はしているのか。
- (富岡主幹)
- ・ そこまでの細分化はしていない。
 - ・ この場合、スターターとして市販のヨーグルトを使うということが引っかけた。スターターとして使うのでなければその他原材料として読むことは可能であった。基準の概念からはみ出たということ。
 - ・ それ以上の専門的な部分については、考え方を整理し、次回報告したい。
 - ・ 本年度に限り、取りあえず、この件に関しては、このように処理させていただきたいという提案。
- (河道前委員)
- ・ その他原材料の1については、もう少し制約をかけてほしい。カビについても種類の限定を検討してほしい。乳酸菌についても。
- (富岡主幹)
- ・ ご意見としていただく。もう一度整理したい。
- (中根委員)
- ・ 微生物スターターを市販のヨーグルト以外で代用するとしたら、どういうものがあるのか。
 - ・ ヨーグルトを使う理由が価格安定のためなのか、理由がはっきりすれば、検討の余地があるのでは。
- (富岡主幹)
- ・ スターターの考え方は幅広い。その中で特定の商品名のついた菌を使っている。
 - ・ 市販のヨーグルトを使ったのは、価格安定のためではなく、このチーズの出来映え、風味に適しているためとのこと。

(伊藤委員長)

- ・ 次回の委員会にこれに関しての対応策を出す、そのための道筋を認めていただきたいというのが事務局からの提案。よろしいか。

全委員異議なし

【H17認証基準について】

(富岡主幹) ~ 資料3により説明 ~

- ・ 本年度は、発酵食品や生ものがあり、特に衛生管理基準のバランスに留意したい。
- ・ 基準検討に先立ち、全ての委託先と一同に会して意見交換を行う予定。

(伊藤委員長)

- ・ 発酵食品と生鮮食品が一緒になるので、衛生管理基準の品目間のバランスが難しい。

(富岡主幹)

- ・ 現在は、道HACCPの5段階を基準としている。
- ・ 昨年の熟成さけにおいては、実態として衛生管理基準の習慣がなかったので、抵抗があった。
- ・ 5段階は、ポイントを押さえれば決して難しくないレベル。

(氏家委員)

- ・ これまで原材料の収穫年について表記の必要がなかったが、これからワイン、そばなどの基準を検討するにあたって、いつ収穫されたかの表記は重要。特にワインはそれが売り。検討してみてもどうか。

(富岡主幹)

- ・ ワインについて醸造年数入れていたが、年産は抜けていた。参考にさせていただきたい。

(稲垣委員)

- ・ 衛生管理の上記以外の基準とは、民間のHACCP認証やISOなどをいっているのか。

(富岡主幹)

- ・ 食品衛生法などの国の法律を想定。

(稲垣委員)

- ・ 今回の選定品目は、食品衛生法で対象となっている業種にほとんど該当しない。それ以外の業種について民間でやっているの、そういうものも対象とすべきではないか。

(富岡主幹)

- ・ 意見を踏まえて検討したい。

(稲村副委員長)

- ・ 今年度の品目の中では、みそが最も衛生基準が大変になるかと思う。
- ・ 木樽を使っている人も多いが、プラスチックやステンレスと比べると差が出る。
- ・ 木樽で作るうまみをどう認めていくかがポイント。

(富岡主幹)

- ・ ある意味でこれらの食品の文化であり、伝統でもあるので、大切にしていきたい。
- ・ ワインも、木樽やステンレスがある。貯蔵場所の問題もある。
- ・ 注意をしながら、検討していきたい。

(伊藤委員長)

- ・ 何でも殺菌してしまえば良いというものでもない。
- ・ だからといって食中毒はさげなければならない。永遠の課題。

(河道前委員)

- ・ いくらの原材料について、道産の定義はどう考えたら良いか。

(富岡主幹)

- ・ ここでは広くとっている。さけ・ますの魚卵として、これから絞り込みを検討。
- ・ 北海道に帰ってくるものでは、シロザケ、カラフトマスがある。認証するものとしては、少なくとも、北海道の川に帰ってくるさけ・ますの魚卵に限定したい。

- ・ また、生鮮だけだと時期的に限られるので、冷凍も想定。
- (河道前委員)
- ・ そばについて、そば粉と小麦粉の割合はどうするか。
- (富岡主幹)
- ・ 2 : 8 などいろいろあるようだが、注意は必要と考えている。
 - ・ 10割が理想だが、他にも乾麺か生麺かなどの問題もあり、議論が必要。
- (本田委員)
- ・ いくらについて、現在の製品は、塩蔵であれば塩のみ、添加物も使って良いものしか使っていない。製造方法も限られているので、差別化が難しいのでは。
 - ・ 衛生基準さえクリアすれば、ほとんどが認証されることになってしまう。
 - ・ どこで区分けをするかについて、官能検査だけというわけにもいかないのでは、基準検討で詰めていく必要がある。
- (富岡主幹)
- ・ 承知した。基準作成機関とも相談する。
- (伊藤委員長)
- ・ 認証しない場合の落ちたときの説明責任も問題。
- (河道前委員)
- ・ 原料が悪いとそれをカバーするために添加物を使っている。添加物で味を作り上げているものもある。
 - ・ 原料が良ければ、塩だけで十分。添加物を量的にも種類的にもできるだけ減らすことによって安全で美味しいものになるのでは。
- (富岡主幹)
- ・ ハムでも議論になったところであり、結果としてほとんど使わないくらいの高いレベルになり、良いものができた。
 - ・ その辺のところ十分ご意見を反映させていきたい。
- (本田委員)
- ・ どこで縛りがかかるかがポイント。例えば、添加物の種類とか、発色剤は入れないとか。基準を作る際に、よく検討していただきたい。

【H18以降の認証制度について】

- (富岡主幹) ~ 資料4により説明 ~
- ・ いつまで、どこまで品目を拡大していくかも考えなければならない。
 - ・ 登録認証機関と基準作成機関との距離が離れていることも問題。登録認証機関に近いところに基準の見直し・点検をする組織を置くのがベターと考えている。
 - ・ 制度の運営は、現在は北海道が引っ張っているが、民間レベルで自立できないか。
 - ・ この制度と併せて原産地表示制度も検討しており、できるだけシンプルな運用を図りたい。
 - ・ 次回までに具体的な事項を整理するというので、次回以降に実質的にご議論いただきたい。
- (伊藤委員長)
- ・ 次回の予告として、
登録認証機関と基準作成機関を近いところに置くはどうか
北海道がH15年度に制度を立ち上げたが、いつまでも北海道がやっていくのか
このようなことも含めて運営体制をどのように考えていくか、次回の議論にしたいとのこと。
よろしいか。
全委員異議なし

【スケジュールについて】

- (富岡主幹) ~ 資料5により説明 ~

- ・ 委員会の開催の前には、各基準の検討委員会を開催して、その報告を兼ねて進めていきたい。
- ・ 10月頃に基準が煮詰まるので、現地説明会などを予定。

(伊藤委員長)

- ・ H17のスケジュールが出されたが、よろしいか。
全委員異議なし

【愛称募集について】

(富岡主幹) ~ 資料6により説明 ~

- ・ 本日は、2(募集方法)及び4(選考)について、案の中からいずれかを決めて行きたいので、委員のご意見をいただきたい。

(伊藤委員長)

- ・ まず、募集方法について、第1案の国内在住、第2案の北海道内在住、とあるが、いかがか。第3案は特にないか。
- ・ 事務局としてはどうか。

(富岡主幹)

- ・ 制度のアナウンス効果を考えると、広く国内に発信した方が良いと考える。

(伊藤委員長)

- ・ そうすると、第1案ということによろしいか。
全委員異議なし

(伊藤委員長)

- ・ 次に、選考の方法として、第1案の委員数名による1次選考、第2案の庁内ワーキングによる1次選考、第3案の2回目の委員会で全て決める、とある。
- ・ マークの募集で761件の応募なので、言葉の応募となると相当な数になると思うが、どうか。

(河道前委員)

- ・ 第2案が良いと思う。いろいろなものが集まると思うので、まず庁内で整理していただきたい。

(氏家委員)

- ・ この委員会の中にプロがいる。稲村委員、中根委員など。そういう方をお願いした方が良いのでは。

(伊藤委員長)

- ・ ということは第1案。

(河道前委員)

- ・ 第1案と第2案のミックスでも良い。

(稲村副委員長)

- ・ 私は引き受けても構わない。

(富岡主幹)

- ・ 数の問題もあろうかと思うので、状況を見ながら事務局で整理し、稲村副委員長方と相談しながら絞り込んだ上、2回目の委員会に出していきたい。

(伊藤委員長)

- ・ 同じもの等が出てくることも想定されるので、その辺の整理も含めて、専門の委員に参加していただいた中で1次選考を行い、最終的に第2回の委員会で決めるという、第1案と第2案のミックスという形によろしいか。

全委員異議なし

(富岡主幹)

- ・ 稲村副委員長以外の方についても、この場でお名前をいただきたい。

(稲村副委員長)

- ・ では、氏家委員、中根委員をお願いしたい。この3人ということで。

(伊藤委員長)

- ・ その他については。

(大滝委員)

- ・ 応募資格者について、現在もハムなどの認証品が流通しているので、実際に買ってもらって意見を出していただいた方に応募いただくという方法もある。
- ・ 単なる応募マニアや専門家からの応募になってしまうと、空回りするケースが多い。
- ・ 認証マークを貼ってきた人にはプラス5点などとする方法もある。

(富岡主幹)

- ・ ウォッチャー制度の募集の際には、同時にアンケートに回答いただいたが、傾向としては、かなり関心の高い方が多かった。
- ・ ご意見を反映して、工夫してみたい。

(伊藤委員長)

- ・ これをもって議事を終了。

6 閉会

(富岡主幹)

- ・ 長時間にわたるご審議、感謝。
- ・ これをもって、本日の委員会を終了。